

(参照条文)

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号） 抄

(任命権者等)

第三十一条 (略)

2～4 (略)

5 隊員の任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他人事管理に関する基準（国家公務員法第五十四条に規定する採用昇任等基本方針に準じ内閣総理大臣と協議して定めるものを含む。）は、この法律に定めるもののほか、防衛大臣（第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員以外の隊員の退職管理に関する基準にあつては、内閣総理大臣）が定める。

(陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間等)

第三十六条 陸士長、一等陸士及び二等陸士（以下「陸士長等」という。）は二年を、海士長、一等海士及び二等海士（以下「海士長等」という。）並びに空士長、一等空士及び二等空士（以下「空士長等」という。）は三年を任用期間として任用されるものとする。ただし、防衛大臣の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基づき、三年を任用期間として任用されることができる。

2～8 (略)

○自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号） 抄

(年齢の範囲)

第二十五条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

一 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十八歳以上二十七歳未満

二 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢二十二歳(防衛大臣が定める場合にあつては、十八歳以上で防衛大臣の定める年齢) 以上三十歳未満

2 (略)

(雑則)

第三十六条 本節に定めるもののほか、試験及び選考の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。